

岐阜薬科大学附属図書館運営委員会規程

制定 昭和 22 年 9 月 19 日

改正 昭和 30 年 3 月 1 日

昭和 30 年 11 月 1 日

平成 4 年 1 月 29 日

(目的)

第 1 条 岐阜薬科大学附属図書館 (以下「図書館」という。) の運営に関する事項を審議するために、図書館運営委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は委員長 1 名及び委員若干名をもって組織し、委員長は館長を充て、委員は本学職員中から学長が命ずる。

(審議事項)

第 3 条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 図書館運営に関する基本方針
- (2) 図書館に関する諸規程の制定及び改廃
- (3) 図書館予算の見積りと図書購入の基本方針
- (4) その他図書に関する重要事項

(会議)

第 4 条 委員会は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

附 則

この規程は、昭和 22 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 34 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 1 月 29 日から施行する。